

## 標準的な感染予防策

洪愛子

### 1 標準的な感染予防策

感染源の有無にかかわらず、血液・すべての体液、分泌物、排泄物・傷のある皮膚・粘膜を介する、微生物の伝播リスクを減らすために、すべての患者に対して下記の具体策を行うことが標準的な感染予防策である。その主な内容は手洗い(手指衛生)、手袋やマスクなど个人防护具の使用、鋭利器材の取り扱いである。ここでは1996年に発表されたCDCの医療施設における隔離予防策に示された内容に限定せず、最新の研究文献から具体的な手技について示す。

- 1.1 医療環境では、すべての患者との接触に対して下記の手洗い、手袋、ガウン、マスク・ゴーグル、鋭利器材の取り扱いを標準的な感染予防策として適用する。(IVA)
- 1.2 すべての医療従事者に対して標準的な感染予防策について教育訓練を実施する。また、その遵守状況を継続的にモニタリングし、その結果を職員教育に活用する。(IVA)

### 2 手洗い(手指衛生)

手洗い(手指衛生)の定義

- 手指衛生: 手洗い、手指消毒のいずれも含み総称
- 手洗い: 普通石けん(非抗菌性)と流水による手洗い
- 手指消毒: 手指洗浄消毒薬と流水で手指を洗浄消毒することまたは、擦式手指消毒薬で手指を消毒すること

- 2.1 手袋使用の有無にかかわらず、患者に直接接触する前には手指消毒をする。<sup>104</sup>(II A)
- 2.2 手が目に見えて汚染しているとき、あるいは蛋白性生体物質で汚染しているか、血液やその他の体液で汚染しているときは、石鹼あるいは手指洗浄消毒薬と流水で手洗いをする。<sup>105</sup>(II A)
- 2.3 目に見える汚れがない場合は、アルコールを主成分とする擦式手指消毒薬を用いて手指消毒をする。<sup>106</sup>(II A)
- 2.4 血液、体液あるいは分泌物、粘膜、傷のある皮膚や創傷被覆材に接触した後はたとえ目に見えて汚染がなくとも、流水で手洗いをする。(III A)
- 2.5 傷のない皮膚に触れた後は手指消毒をする。<sup>107, 108, 109, 110</sup>(III A)
- 2.6 手袋を外した後は手指消毒をする。<sup>111</sup>(II A)
- 2.7 同じ患者であっても業務や処置の合間には異なる局所部位への交差感染を防ぐた